

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.006

処 分 名	決算報告書の承認
処 分 の 概 要	精算人は、決算報告書を作成し、都道府県知事の承認を得た後、組合員に報告しなければなりません。
根拠法令等・条項	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 14 条第 1 項
審 査 基 準	法令の規定において、当該許可等の判断基準が具体的かつ明確に定められているため、設定しません。
標準処理期間	8 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html

■土地区画整理法

(決算報告)

第四十九条 清算人は、清算事務が終った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて都道府県知事の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋